

那覇市公報

号外第 6 3 9 号
毎月 2 回 1, 15 日発行
発 行 所
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市総務部総務課

目 次

◇監 査 委 員 公 表

○平成 1 5 年度定期監査 (前期) の結果に対する措置について (公表) 511

◇正 誤

○那覇市公報号外第 6 3 7 号の正誤 516

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 3 号

平成 1 5 年 9 月 2 9 日

那覇市監査委員	瑞慶山 治
同	池原 應子
同	當真 嗣州
同	高良 幸勇

平成 1 5 年度定期監査 (前期) の結果に対する措置について (公表)

平成 1 5 年度定期監査 (前期) の結果を参考として、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 1 5 年度定期監査 (前期) の結果に対する措置について

市民文化部

教育委員会

那 覇 市 監 査 委 員

市 民 文 化 部

○ 市 民 課 (首里支所、真和志支所、小禄支所含む)

留意事項 (住民基本台帳ネットワークシステム事業への流用・充用について)

国の事業として平成 14 年度から一次稼動された住民基本台帳ネットワークシステム事業に通信運搬費へ 500 万円、広告料へ 95 万 7,600 円が流用、充用されている。これは、流用 403 万円 (9 件) と予備費からの充用 192 万 7,600 円 (2 件) である。そのことは予算要求の時点で、住民票コードを市民に通知する方法が未確定だったため予算計上から漏れてしまったことの原因によるものである。稼動開始日との関係で、住民票コードを 8 月までに市民へ通知することが義務づけられていたため、9 月補正に間に合わず流・充用し対応している。今後は事業に対する認識、見通しについて十分検討され、予算計上するよう留意されたい。

留意事項に対する措置

今後は、予算計上時において事業の性質を十分に認識し、当該事業の見通しについて検討を重ねた上で、計上漏れが生じないように努めます。

○ 文 化 振 興 課

是正事項 (契約事務について)

修繕料の契約①車椅子用駐車場入口スロープ設置 (契約額 67 万 2,000 円)、②事務所入口スロープ設置 (契約額 65 万 1,000 円)、③中ホール屋外階段手摺設置 (契約額 99 万 7,500 円) については、随意契約となっている。この 3 件は、①と②は、起案年月日、契約期間、見積書徴収業者、契約年月日、契約の相手方とも同一である。③については、①と②の約 20 日後に契約を締結し契約の相手方は同一である。那覇市契約規則第 21 条に規定する随意契約によることができる限度額 (工事又は製造の請負は 130 万円) の範囲内におさめるために分割したものであり、分割発注する合理的理由がない。

地方公共団体の行う契約事務は、公正が最も求められるものであると同時に機会均等の理念に適合し、かつ、経済性を確保することも必要であることから、一般競争入札が原則であり、意図的に随意契約をすることがないよう適正な契約事務に是正されたい。

是正事項に対する措置

文化振興課が管理する那覇市民会館の施設修繕の発注方法について、随意契約による分離発注は合理性に欠けているとの指摘について、契約規則等を遵守し適正な予算執行に努めます。

○ 歴 史 資 料 室

是正事項 (尚家継承文化遺産展入場料の取扱い、売りさばきについて)

平成 14 年 10 月 4 日～13 日の 10 日間尚家継承文化遺産展が開催された。入場料は第 18 款諸収入第 5 項雑入に 189 万 7,000 円の収入済となっている。入場料の収入月日をみると、10 月 8、9、10、11、15、25、28 日及び 11 月 14 日となっている。これを審査したところ、10 月 4～7 日までの入場料はつり銭確保のため保管し、10 月 8 日から指定金機関等へ入場料を払い込んだ。開催後の入場料の払い込みについては、入場券の売りさばきを友人・知人に依頼し回収が遅れたためである。

入場料の払い込みについては、那覇市会計規則第 27 条 (収納取扱員の指定金機関等への払い込み)、つり銭については、同規則第 43 条 (つり銭取扱い) を遵守することとし、また、入場券の売りさばきは、市民等への周知を目的としてプレイガイド等で販売することがその催し物の広報にも繋がるので、プレイガイド等へ委託するよう是正されたい。

是正事項に対する措置

尚家継承文化遺産展は、平成 14 年 10 月 4 日から 13 日にかけて開催、多くの市民に展覧してもらうため、公民館等公共施設を通してポスター、チラシを配付しました。入場料を徴収し、189 万 7,000 円の収入を得ました。

まず、尚家継承文化遺産展入場券の取扱につきましては、当日販売の他、知人に販売を依頼しました。市民への広報を周知させるため、入場券は知人よりもプレイガイドに委託するのが適切であり、今後そのようなように是正します。

次に、尚家継承文化遺産展入場料の払込につきましては、当初から遅れ、10 月 8 日から展覧会終了後の 11 月 14 日までおよんでいます。これは、現金収納後、翌日までに指定金融機関等に払込まなければならないとする那覇市会計規則第 27 条の規定に抵触する。入場券の販売を知人に依頼したことが一つの要因ですが、今後このようなことがないように是正します。

最後に、つり銭につきましては、尚家継承文化遺産展の開催にあたり、収入役より入場料のつり銭の交付をうけませんでした。今後、那覇市会計規則第 43 条の規定を遵守し、つり銭の交付をうけるよう改善します。

教 育 委 員 会

○ 青少年センター

留意事項（青少年指導員報酬支払の遅延について）

青少年指導員の業務は、月末夜間一斉街頭指導、指導員連絡会・研修会が、それぞれ毎月 1 回行われている。出席した青少年指導員に対し 1 回あたり 4,000 円の報酬が支給される。この支出手続きとして、活動報告書に基づき青少年センター所長が資金前渡を受け各青少年指導員に支払っているが、実際の活動日から報告書をまとめるまでに約 2 ヶ月の期間をようしている。そのことにより恒常的に報酬支払の遅れが生じている。活動日の出席状況を早めに確認し適切に支払いが出来るように留意されたい。

留意事項に対する措置

青少年指導員への報酬支払いは、原則として各校区から提出される活動報告書（業務日誌）をもとに、出勤状況を青少年センター所長が確認した後、支払い手続きを行うことが適切であることを再確認しました。監査後は、報酬支払いを速やかに行うため、各校区の理事に対し、業務日誌を翌月の 5 日までに提出する様、継続的に協力依頼を行っており、現在ではほぼ事務手続きの改善がなされております。

○ 図 書 館（全 6 館の内、中央図書館本館、首里・小禄南図書館分館について実施した。）

注意事項

1 若狭、首里図書館機器リースの債務負担行為について

コンピュータ関連機器の導入に際し、若狭図書館では平成 10 年度に指名競争入札によるリース契約を締結した。平成 11 年度から平成 14 年度まで地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し随意契約による単年度毎の契約をしている。同号中の「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」が該当根拠であれば、コンピュータ機器等は複数年リースが大方であるとは言え、初年度に指名競争入札にした事実との間で合理的事由に疑問が残る。

今後、コンピュータ機器のリース契約に当たっては 2 年以上の継続が十分考えられることから債務負担行為として予算に計上するよう、十分注意されたい。首里図書館についても、同様である。

2 公衆電話取扱手数料の適切な執行管理について

公衆電話を中央図書館と若狭図書館に各 1 台設置しているが、N T T から公衆電話取扱手数料として、1 台当たり月額 105 円（ただし、使用実績に応じ通増。）入ることになっている。しかし、平成 14 年度当初予算 10 万円に対し、4,650 円の収入実績となっていて、対予算収入率は 4.65% と極めて低率である。これは当初の歳入予算の見積もりに当たって、甘さがあると言わざるを得ない。このような場合は、補正減額の措置を講ずべきである。今後、歳入予算の見積もりに当たって注意されたい。

注意事項に対する措置

1 若狭、首里図書館機器リースの債務負担行為について

当該コンピュータ関連機器については、平成 12 年度に契約（平成 17 年度までの債務負担行為）した図書館システム（若狭、首里図書館を除く、中央図書館ほか 3 館のコンピュータ機器を含む。）に関連する機器であることから、図書館システムの切り替えとなる平成 17 年度に併せて是正したい。

2 公衆電話取扱手数料の適切な執行管理について

当初予算の歳入見積もりに当たっては、状況を十分に把握して積算に努めるとともに、毎月の公衆電話取扱手数料の実績を踏まえながら、必要に応じて補正予算措置を講じたい。

○ 学 校 教 育 課

注意事項（資金前渡等精算遅延について）

資金前渡・概算払の取扱状況では、90 件の支出件数のうち資金前渡の旅費（要務終了後 16 日精算が 1 件）、食糧費（要務終了後 9～28 日精算が 8 件）、火災保険料（要務終了後 28 日精算が 1 件）、概算払の旅費（要務終了後 12 日精算が 1 件）等で精算遅延がみられる。

資金前渡、概算払については、那覇市会計規則第 57 条（資金前渡の精算）及び同規則第 62 条（概算払の精算）の規定を遵守し、要務終了後速やかに精算を行うよう厳に注意されたい。

注意事項に対する措置

指摘のあった資金前渡等の取り扱いについては、課内会議等で注意を喚起するとともに、担当者には、要務終了後速やかに精算処理を行うよう指導しております。

○ 学 事 給 食 課

是正事項（支出負担行為について）

歳出予算については、第 11 節需用費の消耗品費、印刷製本費、修繕料（備品）、第 12 節役務費の通信運搬費、第 13 節委託料の業務委託料、第 18 節備品購入費の施設備品の支出負担行為 11 件（154 万 6,953 円）は年度内の 3 月 31 日までに行わなければならないが、それが 4 月になって書類の日付を 3 月 31 日として支出負担行為が処理されている。

歳出予算の会計所属年度は、地方自治法施行令第 143 条第 1 項の規定では、経費は、その当該事実の生じた時又は当該行為の存した日又は支出負担行為をした日の属する年度に区分することとされているので、時間外勤務手当や光熱水費などのように 3 月 31 日までの実績が 4 月以降にならないと確定しないものを除いては、債務の原因である当該行為の履行があった日や支出負担行為をした日の属する年度として 3 月 31 日までに債務を決定しなければならない。

従って、支出負担行為については地方自治法第 208 条の会計年度独立の原則に従って、是正されたい。

是正事項に対する措置

今回の是正事項を含め予算執行に係る法令等の遵守について職員への注意喚起と周知徹底を図りました。

た。また、現在の予算執行については、計画的執行に努めています。

○ 施 設 管 理 課

1 注意事項 (安全管理について)

P T Aからの寄贈である真和志小学校の土作り小屋が、平成 14 年 9 月の台風 16 号により屋根が吹き飛び、学校の敷地外の構築物に被害を与え、予備費充用により 12 万 9,150 円の損害賠償金を支出(保険金で補填済)している。

寄贈を受けた後は市有財産として管理し、その物件の強度等を考えた補強等を施し、他に害を及ぼさないようにしなければならないが、強風対策が不十分であったことは否めない。

古い校舎の耐久性の点検、モルタル剥離等の補修を継続して行っているが、校舎以外の施設についても、学校長とともに、安全管理について更なる対策を講ずることを望む。

2 努力事項 (紫外線について)

屋外プールの有害紫外線照射量は盛夏が多く、日中の午前 10 時から午後 3 時頃までが最大とされる。強度の紫外線を浴びると発赤、痛みなどの急性皮膚炎を起こすことがあり、皮膚ガンの可能性等健康上の問題がある。更に、プールサイドは炎天下ではかなりの温度上昇があり、裸足で歩くときに苦痛を感じる生徒もいる。

改善策として、毎年 2 校ずつ日除けを設置しているが、未設置校(小学校 8 校、中学校 9 校)についてはあと数年必要との説明があるが、早急なる対策を講ずることを望む。

1 注意事項に対する措置

校舎本体の維持補修・点検等はもとより、台風等の接近に際しては各学校に対し十分な点検・強風対策を行うよう通知しているところですが、校舎周辺の施設の点検・補修補強等だけでなく、学校施設の自然災害を最小限にとどめる等、学校長とも連携し安全管理に努めて参ります。

2 努力事項に対する措置

屋外プールの日除けの未設置校(小学校 8 校、中学校 9 校)については、工事費等の予算措置に努め、早期に設置できるよう努めます。

○ 学校給食センター (学校給食センター4 施設のうち那覇学校給食センター、小禄学校給食センターについて実施した。)

是正事項 (給水設備の管理状況について)

那覇学校給食センターの給水設備において、平成 15 年 4 月頃から給食センターの水道管から赤錆破片の流出が見られたことや食器に錆や煤が付着しているとの学校からの苦情等があることが判明した。そして、給食センターの水道管、温水器、蒸気管の一部を切取った標本抽出の現物やその当該食器を目視調査した結果、配管の内部に多量の赤錆が発生していることや食器の汚れが確認された。これについては、児童生徒の健康問題に直結する衛生管理としては好ましくない事態である。

給食センターとしては、年 3 回の水質検査の結果は基準値内であり、また、赤錆等の対策として、朝いったん水を流し捨ててから水の使用をしたり、蒸気管の蒸気をいったん排出してから食器の消毒を行うなどの対応をしているとのことである。しかし、水道法第 34 条の 2 (簡易専用水道)、水道法施行規則第 55 条 (簡易専用水道の管理基準)によると受水槽の容量が 10 m³を超える簡易専用水道(那覇学校給食センターは 100 m³)の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理する義務があり、水槽から給水栓までの給水設備は、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必

要な措置を講ずることとなっている。また、平成 9 年 4 月 1 日文体学第 266 号の学校給食における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の防止についての学校給食衛生管理の基準Ⅷの 2 使用水の安全確保では、使用水に関しては、遊離残留塩素のみならず外観、臭気、味等についても水質検査を実施し、使用に不適な場合には、速やかに改善措置を講ずることと定められており、汚染の未然防止対策も求められている。これらのことから、現在の給水設備の状況は学校給食の衛生管理としては不十分である。

特に、那覇学校給食センターは建築後 35 年経過して老朽化しており、平成 21 年度まで使用予定とのことでもあり、これらの状況については児童生徒の健康管理上特に懸念されるところである。従って、早急に食器の汚れの原因究明や配管等の状況調査を行い、速やかに給水設備の改修措置を講ずるよう是正されたい。

是正事項に対する措置

食器に錆や煤が付着することへの措置としては、蒸気調整弁(スチームラップ)の口径を 20 ミリから 32 ミリの物へ交換する修繕を平成 15 年 5 月 17 日に行いました。その後の結果としては、食器に錆や煤が付着することは無くなっています。しかしながら、コンテナ間を連結するゴムホースから煤が付着する可能性については、今後も全く無いとは言い切れませんので、日々の洗浄消毒作業の中で点検を続けて行き、煤が付着する状況があった場合には、ゴムホース(100 本)からステンレス製のホースへと、すべて取り替えることにしています。

水道管から赤錆が流出したことについての措置としては、予備費充用の決定を平成 15 年 6 月 26 日付で受け、給食調理のない学校の夏期休業期間中で配管修繕ができるよう施設管理課と調整し、平成 15 年 7 月 25 日付で業者と修繕契約をしました。そして、平成 15 年 8 月 25 日付で修繕完了及び修繕検査の合格をしたところであります。また、水質試験検査については、沖縄県環境科学センターより平成 15 年 8 月 27 日付の採水結果が「水質基準に適合」との報告を受けました。今後は、日常の衛生管理をとおして、学校給食の安全に努めて行きたいと思っています。

正 誤

○那覇市公報号外第 6 3 7 号の正誤

平成 1 5 年 7 月 3 1 日付け那覇市公報号外第 6 3 7 号の監査公表第 1 号について次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂正の内容	
		訂正前	訂正後
4 3 9	下から 1 4 行目	10 □を超える簡易専用水道（那覇学校給食センターは 100 □）の設置	10 m ³ を超える簡易専用水道（那覇学校給食センターは 100 m ³ ）の設置